

別紙(責任保険の場合)

特定住宅建設瑕疵担保責任の履行に関する特約

受注者は、この請負契約の目的物に関して、「特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律」に基づき、特定住宅建設瑕疵担保責任の履行を確保するため、以下のとおり住宅建設瑕疵担保責任保険の加入を行う。

(1) 保険法人の名称

(2) 保険期間

(3) 保険金額

(4) 保険の対象となる瑕疵及び損害の範囲

① 特定住宅瑕疵担保履行法第2条第6項第2号イ及びロに規定する範囲

② その他(上記①の事項以外のものを含む場合に、記載してください。)

